

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人わらべ福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に対してその職務執行の対価として報酬等を支給することができる。但し、賞与及び退職手当は支給しない。

- 2 評議員については、定款第8条で定めるとおり無報酬とする。
- 3 非常勤役員については、無報酬とする。
- 4 常勤役員に支給する報酬総額は、年間200万円を上限とし、各常勤役員の報酬額は、別表にしたがって理事会において決定する。
- 5 常勤役員のうち職員と兼務する者については、報酬等は支給しない。
- 6 常勤役員の報酬の支給日及び支給方法については、職員の給与規程に準ずる。

(費用)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求後遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の給与規程に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を、職員の旅費規程に準じ

て出張費として支給することができる。

(公 表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年6月17日から施行する。

別表 報酬月額

役職名	月額 (円)
理事長	10万円以内
理事長以外	5万円以内